

支給申請書兼請求書

鳥取県知事 様

給付金の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

1. 申請者の情報

↓申請年月日を入力してください

フリガナ 管理者(氏名を記載)	キョウショウ ハナコ 久松 花子	申請年月日	2026 年 6 月 10 日
フリガナ	トトリシンリョウジョ	住所・所在地	〒 680 - 0011 鳥取県鳥取市東町一丁目220
医療機関等の名称	鳥取診療所 保険医療機関コード: 3131234567	事務担当者	氏名 鳥取 二郎 電話番号 0857-26-7182 ファクシミリ 0857-21-3048 電子メール iryouseisaku@pref.tottori.lg.jp
フリガナ	イリョウホウジントトリカイ	委任状	無
開設者 (代表者の職・氏名も記載)	医療法人鳥取会 理事長 鳥取 太郎		

2. 支給申請額

診療所等賃上げ支援事業	支給申請額(円)	130,000
診療所等物価支援事業	支給申請額(円)	
合計	支給申請額(円)	130,000

←【賃上げ支援】実績報告書から転記されます。

3. 振込口座

↓法人の振込口座を記載してください。

金融機関名	鳥取銀行	金融機関 コード	0 1 6 6	支店名	本店営業部	支店 コード	1 1 1
口座番号 (右詰め)	0 1 2 3 4 5 6	預金種別	普通	フリガナ(半角)	イトトリカイ		
				口座名義人	医療法人鳥取会		

※ ゆうちょ銀行の場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)を記入すること。

4. 支給申請に関する誓約事項

- (1) 本申請書の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する書類等を適切に保管していることを誓約します。
- (2) 健康保険法上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績を有します。
- (3) 各事業に定めのある支給要件を満たしていることを誓約します。
- (4) 本給付金等に関する報告や調査について、厚生労働省又は都道府県から求められた場合には、これに応じます。
- (5) 本給付金等の給付後、各事業に定めのある返還事由に該当した場合は各事業に係る給付金の全額を返還します。

診療所等賃上げ支援事業申請書

診療所等賃上げ支援事業について、次のとおり申請します。

【対象施設であることの申出】※該当する要件にチェックを入れること

①か②どちらかにチェックを入れ
②に該当する場合は③もチェック
③は職種も選択

①: 令和8年3月1日時点において、別紙に掲げる診療報酬のいずれかを届け出ている。

②: 令和8年3月1日時点において、別紙に掲げる診療報酬の対象外だが、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出る。

③: ②に該当する場合の職種構成は右表のとおり。

職種①	職種②	職種③
歯科医師	その他医療に従事しない、専ら事務作業（医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く）を行う職員	

④～⑥は必ず1つ以上チェック
⑦～⑪はすべてチェック

【その他要件を満たすことの確認・誓約等】

④: 本事業の給付額を活用してベースアップを実施し、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大する。
(④、⑤、⑥の重複可)

⑤: 賃金表等や給与規程等の変更に時間を要するため、本事業の給付額を活用して一時金又は特別手当を支給し、令和8年6月1日から支給した対象職員のベースアップを実施する。
(④、⑤、⑥の重複可)

⑥: 令和7年度の対象職員のベースアップが令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施しており、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に充てる。
(④、⑤、⑥の重複可)

⑦: 本事業の給付額は④～⑥のために支出する。

⑧: 本事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていない。

⑨: 著しく偏った配分は行っていない。

⑩: 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない。

⑪: 労働保険料の納付が適正に行われている。

【申請額】

給付額		算定額 (自動計算)
150,000円	=	150,000円
		申請額 (自動計算)
		150,000円

別紙様式2(歯科診療所)

開設者：**医療法人鳥取会**

無床診療所の名称：**鳥取診療所**

チェック欄に「✓」を付すこと。(複数選択可)

項目	チェック
0100 外来・在宅ベースアップ評価料 (I)	<input type="checkbox"/>
P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I)	<input checked="" type="checkbox"/>
訪問看護ベースアップ評価料 (I)	<input type="checkbox"/>

別紙様式2(歯科診療所)※施設単位の報告

診療所等賃上げ支援事業 実績報告書
(賃金改善報告書)

補助対象経費が補助上限額(申請書シートで計算した算定額)を下回る場合は「×」が表示されます。補助上限額いっぱいまで申請可能ですので、法定福利費等の計上忘れがないかご確認ください。

開股者:
歯科診療所の名称:

例) R7.3.31時点と比較してR7年度中に2.5%のベースアップを実施かつ、R7.12~R8.5の期間(6ヶ月分)のベースアップをR8.6月にまとめて一時金として支払った場合
対象職員: 歯科衛生士3人、事務職員2人
ベースアップ: R7.3.31時点と比較して5,000円(2.5%)
R7.12~R8.5の6ヶ月分で20,000円/人

医療法人鳥取会 ①:賃金改善の総額(自動計算)	130,000円
鳥取診療所 賃金改善に係る診療報酬及び他の補助金等を受けた場合その額(直接入力)	0円
②:補助対象経費(自動計算)(千円未満切り捨て)	130,000円
× ③:賃上げ支援事業の交付算定額(自動計算)	150,000円
④-②:不要額(千円未満切り捨て)	20,000円

④≧③の判定(×は不用額あり)

「③月数の期間中における対象職員数の延べ人数」÷「③月数」
例:(4月の対象職員100名+5月の対象職員100名)÷2ヶ月

③の期間中における賃金改善の総額÷対象職員数の延べ人数で算出可能
例:2,000,000円÷(4月の対象職員100名+5月の対象職員100名)

交付確定額

1名あたり平均額 (対象職員・対象職種・役職によって異なる場合は加重平均してください)						賃金改善の総額					
賃金改善(全体)の内容	①対象人数 (常勤換算数)	②月額または 月額換算額	③月数	令和8年6月1日以降の 賃金改善水準(直接入力)(比較対象は給付金による賃金改善前の水準)	1名あたり平均額 (月額)	賃金改善(全体)の内容	①対象人数 (常勤換算数) (自動転記)	②月額または 月額換算額 (自動転記)	③月数 (自動転記)	賃金改善の総額 (自動計算)	
基本給の引き上げ(①対象人数×②月額×③月数)÷①対象人数					#DIV/0!	基本給の引き上げ(①対象人数×②月額×③月数)	0人	0円	0ヶ月	0円	
毎月決まって支払われる手当の引き上げ(①対象人数×②月額×③月数)÷①対象人数					#DIV/0!	毎月決まって支払われる手当の引き上げ(①対象人数×②月額×③月数)	0人	0円	0ヶ月	0円	
(給付金を完済、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分を含む。)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)							0人				
特別手当((①対象人数×②月額×③月数)÷①対象人数)							0人				
一時金((①対象人数×②支給額)÷①対象人数)	5人	20,000円	6ヶ月分	3,500円	3,333円	一時金(①対象人数×②支給額)	5人	20,000円	6ヶ月	100,000円	
							令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分(別紙にて算定)を上記とは別に含めることが可能				30,000円

※対象となるもの
基本給、決まって毎月支払われる手当、これらに連動して引き上がる賞与分や時間外手当、法定福利費の事業主負担分の増額分

一時金の行に、①対象職員の人数と②1人あたりの6ヶ月分の金額、③月数、R8.6以降のベースアップの金額を入力(R7.11時点と比較したベースアップの額)

合のみ記載)られる手当の引き上げに福利費(事業主負担分を含む)算出が難しいは上記に

「2.0%超部分算定シート」に入力した金額の合計がここに自動入力されます

別紙様式2(歯科診療所)※施設単位の報告

診療所等賃上げ支援事業 実績報告書
(賃金改善報告書)

補助対象経費が補助上限額(申請書シートで計算した算定額)を下回る場合は「×」が表示されます。補助上限額いっぱいまで申請可能ですので、法定福利費等の計上忘れがないかご確認ください。

開設者:
歯科診療所の名称:

例) R7.3.31時点と比較してR7年度中に2.5%のベースアップを実施かつ、R7.12~R8.5の期間(6ヶ月分)のベースアップをR8.6月にまとめて一時金として支払った場合
対象職員: 歯科衛生士3人、事務職員2人
ベースアップ: R7.3.31時点と比較して5,000円(2.5%)
R7.12~R8.5の6ヶ月分で20,000円/人

医療法人鳥取会	①:賃金改善の総額(自動計算)	130,000円
鳥取診療所	賃金改善に係る診療報酬及び他の補助金等を受けた場合その額(直接入力)	0円
	②:補助対象経費(自動計算)(千円未満切り捨て)	130,000円
	× ③:賃上げ支援事業の交付算定額(自動計算)	150,000円
	④-②:不要額(千円未満切り捨て)	20,000円

④<③の判定(×は不用額あり)

「③月数の期間中における対象職員数の延べ人数」÷「③月数」
例:(4月の対象職員100名+5月の対象職員100名)÷2ヶ月

③の期間中における賃金改善の総額÷対象職員数の延べ人数で算出可能
例:2,000,000円÷(4月の対象職員100名+5月の対象職員100名)

交付算定額

130,000円

1名あたり平均額 (対象職員・対象職種・役職によって異なる場合は加重平均してください)	賃金改善の総額
--	---------

以下、給付金を活用した、個別職種の賃金改善の内容について記載してください。
政策上の必要性から把握するものであり、補助金の交付額には影響しません。
職種ごとの賃金改善の総額と歯科診療所全体の賃金改善の総額が一致しなくても差し支えありません。

40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の賃金改善の内容	①対象人数 (常勤換算数)	②月額または 月額換算額	③月数	令和8年6月1日以降の 賃金改善水準(直接入力)(比較対象は給付金による賃金改善前の水準)	1名あたり平均額 (月額)	40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の賃金改善の内容	①対象人数 (常勤換算数) (自動転記)	②月額または 月額換算額 (自動転記)	③月数 (自動転記)	賃金改善の総額 (自動計算)
基本給の引き上げ(①対象人数×②月額×③月数)÷①対象人数					#DIV/0!	基本給の引き上げ(①対象人数×②月額×③月数)	0人	0円	0ヶ月	0円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ(①対象人数×②月額×③月数)÷①対象人数					#DIV/0!	毎月決まって支払われる手当の引き上げ(①対象人数×②月額×③月数)	0人	0円	0ヶ月	0円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分を含む。)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)					#DIV/0!	(給付金を充てた場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分を含む。)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)	0人	0円	0ヶ月	0円
特別手当((①対象人数×②月額×③月数)÷①対象人数)					#DIV/0!	特別手当(①対象人数×②月額×③月数)	0人	0円	0ヶ月	0円
一時金((①対象人数×②支給額)÷①対象人数)					#DIV/0!	一時金(①対象人数×②支給額)	0人	0円	0ヶ月	0円
事務職員の賃金改善の内容	①対象人数 (常勤換算数)	②月額または 月額換算額	③月数	令和8年6月1日以降の 賃金改善水準(直接入力)(比較対象は給付金による賃金改善前の水準)	1名あたり平均額 (月額)	事務職員の賃金改善の内容	①対象人数 (常勤換算数) (自動転記)	②月額または 月額換算額 (自動転記)	③月数 (自動転記)	賃金改善の総額 (自動計算)
基本給の引き上げ(①対象人数×②月額×③月数)÷①対象人数					#DIV/0!	基本給の引き上げ(①対象人数×②月額×③月数)	0人	0円	0ヶ月	0円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ(①対象人数×②月額×③月数)÷①対象人数					#DIV/0!	毎月決まって支払われる手当の引き上げ(①対象人数×②月額×③月数)	0人	0円	0ヶ月	0円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分を含む。)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)					#DIV/0!	(給付金を充てた場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分を含む。)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)	0人	0円	0ヶ月	0円
特別手当((①対象人数×②月額×③月数)÷①対象人数)					#DIV/0!	特別手当(①対象人数×②月額×③月数)	0人	0円	0ヶ月	0円
一時金((①対象人数×②支給額)÷①対象人数)	2人	20,000円	6ヶ月分		3,333円	一時金(①対象人数×②支給額)	2人	20,000円	6ヶ月	40,000円

別紙様式2(歯科診療所)※施設単位の報告

診療所等賃上げ支援事業 実績報告書
(賃金改善報告書)

補助対象経費が補助上限額(申請書シートで計算した算定額)を下回る場合は「×」が表示されます。補助上限額いっぱいまで申請可能ですので、法定福利費等の計上忘れがないかご確認ください。

例) R7.3.31時点と比較してR7年度中に2.5%のベースアップを実施かつ、R7.12~R8.5の期間(6ヶ月分)のベースアップをR8.6月にまとめて一時金として支払った場合
対象職員: 歯科衛生士3人、事務職員2人
ベースアップ: R7.3.31時点と比較して5,000円(2.5%)
R7.12~R8.5の6ヶ月分で20,000円/人

開設者:
歯科診療所の名称:

医療法人鳥取会	①:賃金改善の総額(自動計算)	130,000円
鳥取診療所	賃金改善に係る診療報酬及び他の補助金等を受けた場合その額(直接入力)	0円
	②:補助対象経費(自動計算)(千円未満切り捨て)	130,000円
	× ③:賃上げ支援事業の交付算定額(自動計算)	150,000円
	④-②:不要額(千円未満切り捨て)	20,000円

④>③の判定(×は不用額あり)

「③月数の期間中における対象職員数の延べ人数」÷「③月数」
例:(4月の対象職員100名+5月の対象職員100名)÷2ヶ月

③の期間中における賃金改善の総額÷対象職員数の延べ人数で算出可能
例:2,000,000円÷(4月の対象職員100名+5月の対象職員100名)

交付算定額

130,000円

1名あたり平均額 (対象職員・対象職種・役職によって異なる場合は加重平均してください)					賃金改善の総額					
歯科衛生士の賃金改善の内容	①対象人数 (常勤換算数)	②月額または 月額換算額	③月数	令和8年6月1日以降の 賃金改善水準(直接入力)(比較対象は給付金による賃金改善前の水準)	1名あたり平均額 (月額)	歯科衛生士の賃金改善の内容	①対象人数 (常勤換算数) (自動転記)	②月額または 月額換算額 (自動転記)	③月数 (自動転記)	賃金改善の総額 (自動計算)
基本給の引き上げ(①対象人数×②月額×③月数)÷①対象人数					#DIV/0!	基本給の引き上げ(①対象人数×②月額×③月数)	0人	0円	0ヶ月	0円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ(①対象人数×②月額×③月数)÷①対象人数					#DIV/0!	毎月決まって支払われる手当の引き上げ(①対象人数×②月額×③月数)	0人	0円	0ヶ月	0円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分を含む。)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)					#DIV/0!	(給付金を充てた場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分を含む。)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)	0人	0円	0ヶ月	0円
特別手当((①対象人数×②月額×③月数)÷①対象人数)					#DIV/0!	特別手当(①対象人数×②月額×③月数)	0人	0円	0ヶ月	0円
一時金((①対象人数×②支給額)÷①対象人数)	3人	20,000円	6ヶ月分		3,333円	一時金(①対象人数×②支給額)	3人	20,000円	6ヶ月	60,000円
(上記職種以外の職員) その他職員の賃金改善の内容 ※上記職種以外の職種の賃金改善状況(給付金を活用したものを記載してください。) ※なお、上記職種ごとの報告が困難な場合も当欄にまとめて記載してください。	①対象人数 (常勤換算数)	②月額または 月額換算額	③月数	令和8年6月1日以降の 賃金改善水準(直接入力)(比較対象は給付金による賃金改善前の水準)	1名あたり平均額 (月額)	(上記職種以外の職員) その他職員の賃金改善の内容 ※上記職種以外の職種の賃金改善状況(給付金を活用したものを記載してください。) ※なお、上記職種ごとの報告が困難な場合も当欄にまとめて記載してください。	①対象人数 (常勤換算数) (自動転記)	②月額または 月額換算額 (自動転記)	③月数 (自動転記)	賃金改善の総額 (自動計算)
基本給の引き上げ(①対象人数×②月額×③月数)÷①対象人数					#DIV/0!	基本給の引き上げ(①対象人数×②月額×③月数)	0人	0円	0ヶ月	0円
毎月決まって支払われる手当の引き上げ(①対象人数×②月額×③月数)÷①対象人数					#DIV/0!	毎月決まって支払われる手当の引き上げ(①対象人数×②月額×③月数)	0人	0円	0ヶ月	0円
(給付金を充て、算出可能な場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分を含む。)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)					#DIV/0!	(給付金を充てた場合のみ記載) 基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分を含む。)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)	0人	0円	0ヶ月	0円
特別手当((①対象人数×②月額×③月数)÷①対象人数)					#DIV/0!	特別手当(①対象人数×②月額×③月数)	0人	0円	0ヶ月	0円
一時金((①対象人数×②支給額)÷①対象人数)					#DIV/0!	一時金(①対象人数×②支給額)	0人	0円	0ヶ月	0円

【2.0超部分に充てる場合の算定シート】

(別紙)

※歯科診療所(施設単位)の報告

(注)本算定シートは実施要綱で定めている「令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てることができる。」という例外的な運用を行った場合のみ作成してください。

1名あたり平均額 (対象職員・対象職種・役職によって異なる場合は加重平均してください)								賃金改善の総額
賃金改善の内容(※)	I 令和7年3月31日時点の賃金水準(月額)	II 令和7年度中の賃金改善額(月額)	III 令和7年度中の賃金改善割合	IV 本事業の支給額を充てられる上限月額	V 本事業の支給額を充てる月額(IVの範囲内)	VI 本事業の支給額を充てる期間(最大:令和7年12月~令和8年5月の6ヶ月)	VII 対象人数(常勤換算数)	
令和7年度の対象職員の基本給の引き上げ分について、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分	200,000円	5,000円	2.5%	1,000円	1,000円	6ヶ月	5人	30,000円
令和7年度の対象職員の毎月決まって支払われる手当の引き上げ分について、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分			#DIV/0!	#DIV/0!				0円
(充てた場合のみ記載) 上記の2.0%を上回る部分に伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業主負担分を含む。)等の増加分に用いた金額(算出が難しいは上記に含めてください。)								0円

(※) 計算方法は例えば下記の方法が考えられますが、対象とする賃金改善の内容や職員・職種の範囲は病院ごとに判断して計算いただくようお願いいたします。

例1: 対象職員全体の賃金水準加重平均額をR7.3.31時点とR7.12.1以降とで比較し、R7.12月からR8.5月までの間の2.0%を上回る分に充てる。

例2: 上記を職種別に比較し、2.0%を上回っている職種についてのみ、上回る分に充てる。

例3: 対象職員ごとと比較し、2.0%を上回っている職員についてのみ、上回る分に充てる。